

新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係る
プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの趣旨

本業務委託は、漱石山房記念館（以下「記念館」という。）のミュージアムショップにおいて来館者向けに販売するオリジナルグッズを作成するものであり、記念館でしか買えない魅力的な商品を作成することにより、記念館の付加価値を高め、記念館の知名度の向上、来館者及びリピーターの確保につなげることを目的とする。本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 類似業務とは、販売用オリジナルグッズの作成業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区ホームページに掲出し、公表した日（令和2年6月22日（月））とする。

また、契約時まで以下に以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が販売用オリジナルグッズの作成業務に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 平成27年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に事業概要*を添えて、令和2年7月13日（月）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※事業概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

※提出時に、事務局から参加予定者に対し、記念館図録の貸出を行う。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあつては、「新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

・提出期限：令和2年7月20日（月）午後5時

・提出方法 メールやファクシミリによる送信とする。

メールアドレス bunkakanko@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3209-1500

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和2年7月27日（月）までに電子メール等により行う。なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

7 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は以下のとおりとする。

1, 914, 000円（税込）

8 最低制限価格

最低制限価格を設定する。その価格を下回った者は失格とする。（最低制限価格は委託契約上限額の7/10から9/10の範囲で定める。）

9 契約予定日 令和2年9月下旬

10 委託を予定している内容

別紙「仕様書（案）」のとおりに

11 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】第3号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】9部[※]

※9部のうち、8部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、提案内容も塗りつぶし等をする）。残りの1部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「文化観光課長」とすること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、最低制限価格を下回った者は失格とする。（最低制限価格は委託契約上限額の7/10から9/10の範囲で定める。）

【部数】1部

③ 提出期限

令和2年8月11日（火）午後5時

なお、提出期限までに、本募集要項10.(1)に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

④ 提出方法

一括して事務局へ持参すること。(郵送等は不可)

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

(2) 企画提案書の内容

以下の内容について、第2号様式を使用して作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書(案)」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容(具体的な事業者名等)を記載しないこと。

なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

① 表紙

9部のうち、1部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。

② 業務責任者による類似業務の実績

平成27年度以降、業務責任者が携わった全ての実績を記載すること。

③ 運営体制

ア 本業務に直接従事する担当者及びその担当者の補佐または管理監督する組織を記載すること。

イ 従事予定者一覧(役職、氏名、類似事業の従事実績等)

④ 企画案

企画案に盛り込む内容は以下のとおりとする。企画案の作成にあたっては、別紙「新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託仕様書(案)」に沿った内容とすること。

ア 商品名

イ 商品及びデザインのコンセプト(記念館または夏目漱石との関わり等)

ウ ターゲット

- ・ 別紙「記念館アンケート結果」を参考とすること。

エ 商品の仕様、機能

- ・ 来館者が購入したい、または、お土産として購入して知人等に渡したいと思えるような商品、価格とする。
- ・ グッズをきっかけとして、再度記念館に訪れたいと思わせるような、また、グッズをお土産として受け取った人が記念館に訪れたいと思うような商品とする。
- ・ 食品、及び現在記念館で販売している商品(仕様書別表)と同種・同形状・同材質のものは対象外とする。

オ 作成数量、作成単価及び想定販売単価

- カ デザイン
- キ その他アピールポイント
- ク 作成スケジュール、工程表等
 - ・ デザイン確定までの区との協議に係る期間を1か月程度見込んだスケジュールとすること。

1.2 企画提案の選定方法

新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価（一次審査）

企画提案書をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(2) 第2段階評価（二次審査）

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査によるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日時】令和2年9月1日（火）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。

1.3 スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布 令和2年6月22日（月）から
- (2) 参加申請書の受付 令和2年6月22日（月）から7月13日（月）まで
- (3) 質問書の受付 令和2年7月13日（月）から7月20日（月）まで

- (4) 企画提案書等の受付 令和2年7月27日（月）から8月11日（火）まで
- (5) 一次審査結果の通知 令和2年8月18日（火）
- (6) 二次審査 令和2年9月上旬
- (7) 二次審査結果の通知 令和2年9月中～下旬

1.3 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区立漱石山房記念館販売用オリジナルグッズ作成業務委託に係る事業者選定委員の接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。

1.4 各種書類の提出先及び問合せ先

文化観光産業部文化観光課文化資源係 電話03-5273-4126